

お知らせ

久留米小郡都市計画道路事業三・四・一九・一一号東櫛原町本町線につきましては、皆さま方のご理解とご協力を賜り、事業の進捗に努めているところであります。

本事業の起業地につきましては、都市計画法第六十二条第一項の規定に基づき、事業認可の告示（平成二十七年九月十五日福岡県告示第七百四十六号）がありました。

都市計画法第七十条の規定により、事業認可の告示をもって土地収用法第二十六条第一項の規定による事業の認定の告示とみなされ、また都市計画法第七十一条第一項の規定により、事業の認定の告示があったものとみなされる日から一年以内に収用の裁決申請がないときは、その時点であらたに事業の認定の告示があったものとみなされます。

つきましては、本事業の起業地に関する土地所有者及び関係人の皆さまに、土地収用法第二十八条の二の規定により次の事柄についてお知らせします。

一 本事業の起業地

収用の部分 福岡県久留米市諏訪野町字南蓮輪、字中土橋及び上土橋並びに東町字道狭及び字柳田並びに西町字亀甲並びに天神町字二丁目、字三丁目及び字四丁目、字五丁目 地内

使用の部分 なし

※注 この起業地を表示する図面は、久留米市役所都市建設部道路整備課でご覧下さい。

二 土地の価格の固定について

前記一の土地価格については、事業の認定の告示があったものとみなされる日をもって土地の価格が固定されることとなります。

三 関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があったものとみなされる日以後に新たな権利を取得した方は既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。

四 裁決手続開始の登記の効果について

裁決手続開始の登記があった後における権利の承継等は、相続による承継等を除き、手続きの対象者にはならず、補償金の支払いを受けられません。

五 損失補償の制限

事業認定の告示があったものとみなされる日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新

築し又は増改築等をするときは、あらかじめ福岡県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

六 裁決申請の請求について

裁決申請は起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、自分が権利を持つている土地について裁決の申請を早く行うよう起業者である久留米市に対し請求することができます。

七 補償金の支払請求について

土地の所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

八 明渡裁決の申立てについて

土地所有者及び関係人の方で早期に移転を希望される方は、裁決申請がされた後、直接、福岡県収用委員会に対し明渡裁決の申立てをすることができます。

九 小冊子の配布について

このお知らせの内容を詳しく解説した小冊子を久留米市役所都市建設部道路整備課において、本事業の起業地内の土地所有者及び関係人の方に配布致します。

その他不明な点については、次のところにお問い合わせください。

起業者の名称

久留米市

連絡先

久留米市役所 都市建設部 道路整備課・用地課

住所 久留米市城南町十五番地三

電話 〇九四二(三〇)九〇九〇